

ぐんぎんID利用規定 新旧対照表

赤字下線変更箇所

改定前	改定後
第4条 ぐんぎんIDのユーザー登録	第4条 ぐんぎんIDのユーザー登録
<p>1. 旧行所定の条件を満たす当行の普通預金の預金者で、自身の使用する電子メールアドレスをお持ちのお客さまは、次項以降に定める方法により、ぐんぎんIDのユーザー登録をすることができます。ただし、「ぐんぎん口座開設アプリ」や「オンラインアプライ」により口座開設と同時にぐんぎんIDのユーザー登録を申し込む場合等は、登録方法が異なる場合があります、申込チャネルごとに定められる所定の方法によるものとします。</p>	<p>1. 旧行所定の条件を満たす当行の普通預金の預金者で、自身の使用する電子メールアドレスをお持ちのお客さまは、次項以降に定める方法により、ぐんぎんIDのユーザー登録をすることができます。ただし、「ぐんぎん手続きアプリ」や「オンラインアプライ」により口座開設と同時にぐんぎんIDのユーザー登録を申し込む場合等は、登録方法が異なる場合があります、申込チャネルごとに定められる所定の方法によるものとします。</p>